

追跡

## 合法化のオランダ 医師起訴

意思あいまい

が刑事责任について判断を下される初めてのケースという。検察は、認知症患者の安楽死はどのような場合に認められるのかを「明確化」する事件と位置付け、公判では医師への求刑を避けた。【ブリュッセル八田浩輔】

合に安楽死を望むといふ  
前指示書に署名していた  
当日、医師は本人に知  
せることなく鎮静剤を入  
たコーヒーを飲ませ、そち  
後、生命を終えるための管

剖を投与した。地元メディカルによると、患者は致死量を投与する前に自覚め、立ち会った家族が体を押さえたとも報じられている。

今回のケースで審査委は、事前指示書の内容が「あいまい」だったと指摘されなければならない。

対処すべきなのか。先月末、ハーゲの裁判所で開かれた公判で検察側は問題提起した。被告の医師は既に退職しており、検察側は裁判所に対して求刑なしの有罪宣告のみを求めている。

王立オランダ医師会は、医師の訴追について医療現場への影響を懸念する声明を発表した。認知症が進

医師会によると、18年は1226件で7割近くをがん患者が占め、認知症は6件で2%強にとどまっている。患者の明確な意図を確認できる初期段階で認められることが多いといふ。

訴を重ねているが、現状では明確な答えは見つけることができないとの立場だ。起訴を受けた会長声明では、「今回のような状況では、医師は極めて複雑な判断が求められる」とした上で、「医師は慎重さを保つべきだと強調したい」と述べた。弁護士によると、被告の医師は法律に従い、独立して

望むことは明確だった」と説明。この問題は、政治もしくは医療者によるガイドラインの改訂などで対処すべきであり、「認知症患者に対する安楽死の条件を」明確化させるために「人の医師を起訴するのは間違っている」と強調する。地元メディアによると、遺族は医師を支持している

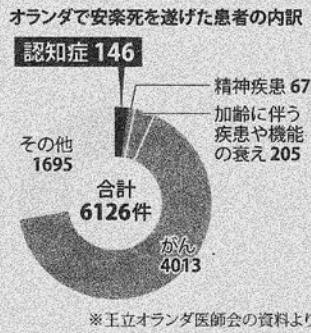
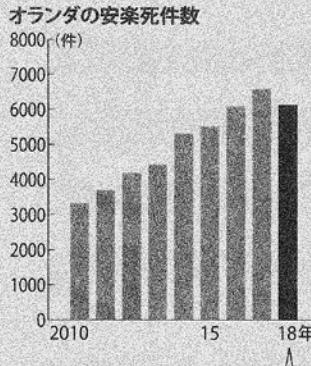
「自己決定權」議論續く

世界ではオランダのほか、ベルギー、ルクセンブルク、カナダで安楽死を国レベルで合法化している。オーストラリアでも南東部ビクトリア州で今年6月に同様の州法が施行された。

米国ではオレゴン、カリフォルニアなどの州と首都ワシントンで、患者の要請に基づいて医師が致死薬を処方したり提供したりする自殺ほう助が容認されている。スイスでは自殺ほう助が「利己的な動機」ではない場合は処罰の対象にならないとの刑法解釈を背景に、治療の見込みがない外国の患者などがスイスを訪れる「自殺ツーリズム」が議論を呼んできた。

「死の自己決定権」を巡る議論は、安楽死が定着した国でも続いている。02年に安楽死を法制化したベルギーでは18歳以上の成人に対象を限定していたが、14年に年齢制限を撤廃した。オランダでは近年、健康上に問題はなくとも「生きるのに疲れた」と考える人にも安楽死を認めるべきか否かの政治論争が続く。

日本では安樂死、自殺ほう助は医師であっても認められていない。



\*王立オランダ医師会の資料より

# 認知症安樂死論争に

起した。能力が失われなが  
らも意思を伝えることがで  
き、生きたいという望みを示  
唆する患者への安楽死につい  
て、医師はどのように討  
論すべきか。吉

れるかは、これまでも社会的な議論を呼んできた。  
近年のオランダの安楽死件数は年間5000~6000件台で推移している。

ら？　認知症のさまざまなお手当とステージでの苦痛をどう評価するか？　医師会は認知症と安楽死を巡るこのような「ジレンマ」について検討しているが、見て

意其事が満たされて、いるとの評価を得ていた。事前指示書のほか、患者の夫や娘、介護担当者たちとも話し合いで重ねた結果、「患者の想い」による医療がうつむけられ、